

## 報告事項ウ

平成19年（行）ウ第6号懲戒処分取消請求事件に係る  
判決について

平成19年（行）ウ第6号懲戒処分取消請求事件に係る判決について、別紙のとおり報告します。

平成20年11月14日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

## 懲戒処分取消請求事件について

小中学校課

H20.11.14

二度の酒気帯び運転により平成18年度に懲戒免職処分となった元米子市立弓ヶ浜中学校教諭からの懲戒処分取消請求に係る判決の言い渡しがあった。

1 期 日 平成20年10月24日(金)

2 場 所 鳥取地方裁判所

3 判決内容

(1) 原告の請求を棄却する。

(2) 訴訟費用は原告の負担とする。

4 これまでの経緯

平成18年10月26日 懲戒免職処分

平成18年11月10日 人事委員会不服申立書受理

平成19年 6月18日 人事委員会判定通知(懲戒免職処分を承認)

平成19年 8月27日 原告が鳥取地方裁判所へ訴状を提出

平成19年11月 6日 第1回 口頭弁論

平成19年12月18日 第2回 準備手続

平成20年 1月11日 求釈明提出

平成20年 2月 5日 釈明提出

平成20年 2月12日 第3回公判

平成20年 4月15日 第4回公判

平成20年 5月30日 第5回 準備手続

平成20年 6月30日 追加書証提出

平成20年 8月 1日 被告最終準備書面提出

平成20年 8月 2日 原告準備書面(3)提出

平成20年10月 8日 上申書提出(訴訟委任の追認)

平成20年10月17日 委任状提出(県教育委員会委員長名)

平成20年10月24日 判決

<参考>

1 原告：元米子市立弓ヶ浜中学校教諭 林原博則

2 被告：鳥取県 (代表者：県教育委員会委員長 山田修平)

3 被告代理人：駒井重忠 弁護士

4 懲戒処分の日と内容 平成18年10月26日 免職

5 処分の理由

- ・平成17年11月17日及び平成18年9月17日の二度にわたる酒気帯び運転で検挙されたこと(後者の事実確認の過程で前者の事案が発覚)